

健生クリニック リハビリセンター

指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 健生クリニックが行う指定（介護予防）通所リハビリテーションの事業は、その利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする

- （1）指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- （2）指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について納得が得られる説明を行う。
- （3）指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、病歴及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症である要介護者に対し、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- （4）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- （5）事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 健生クリニック リハビリセンター
- （2）所在地 青森県弘前市大字扇町2丁目2番地12

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：1人（医師）
管理者は、この事業所の指定（介護予防）通所リハビリテーション従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）管理代行者：1人（必要時）
管理者は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または看護師の中から代行者を選任し必要な管理の代行をさせる。
- （3）医師：1人
利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。
- （4）理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員：7人以上
医師の指示及び通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画に従って、利用者に対するリハビリテーションを行うものとする。
- （5）（4）の内、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士：1人以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日
 - （ア）2時間以上3時間未満通所リハビリテーション 通常月曜日から金曜日までとする。
 - （イ）1時間以上2時間未満通所リハビリテーション 通常月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日、5月1日（メーデー）、8月1日（創立記念日）、8月13日～14日（お盆休み）、12月30日～1月3日（年末年始休み）は除く。
- （2）営業時間
 - （ア）2時間以上3時間未満通所リハビリテーション
9時20分～11時50分、13時20分～15時50分までとする。
 - （イ）1時間以上2時間未満通所リハビリテーション

9時00分～10時30分、10時30分～12時00分、13時00分～14時30分、14時30分～16時00分までとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は指定(介護予防)通所リハビリテーションの定員を含め次のとおりとする。

(1) 30人

(指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいてサービス提供する。既に居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿って作成する。
- (2) 通所リハビリテーション計画は、医師の診療内容及び運動機能検査等の結果をもとに通所リハビリテーション職員(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・介護福祉士等)が共同で個々の利用者へ作成する。
- (3) 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者またはその家族へ説明し交付する。
- (4) 通所リハビリテーション計画に則ったサービスの実施状況及びその評価を記録に記載する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額として、該指定(介護予防)通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 (オムツ代) 実費

3 その他、指定(介護予防)通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の実施区域は弘前市、平川市、黒石市、藤崎町、大鰐町、田舎館村とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 サービス提供中に利用者の病状の急変あるいは事故の発生等が生じた場合は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずる。主治の医師に連絡が困難な場合は、速やかに救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス苦情解決の流れ)

第11条 サービスに対する苦情の解決を図るため、サービスを提供する事業所に苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。津軽保健生活協同組合の規定に沿って苦情解決にあたる。

2 事業所は、提供した指定(介護予防)通所リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書等の提示(提示の求め)又は当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定(介護予防)通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導・助言を受けた場合は、当該

指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事務所の従業者または擁護者(利用者の家族など利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、県や市町村に通報するものとする。

(衛生管理等に関する事項)

第14条 従業者の健康管理、事業所の備品管理等感染症の予防及びまん延防止のため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 指定サービス事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
- (3) 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の対策を講ずる。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知する。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための規程を整備する。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、防火責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第16条 感染症や非常災害時において指定サービスの提供を継続的に実施するため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 感染症や非常災害時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及非常時の体制早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画 BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講ずる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。なおかつ当該介護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、サービスの中断や契約を解除する場合がある。

5 事業所は、指定(介護予防)通所リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は津軽保健生活協同組合と健生クリニック通所リハビリテーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ①この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- ②この規定は、平成13年2月13日より一単位から二単位へ変更したため改定する。
- ③この規定は、平成14年7月20日より営業日を変更したため改定する。
- ④この規定は、平成15年4月1日より従業者数を変更したため改定する。
- ⑤この規定は、平成17年4月1日より第3条（事業所の所在地）、第4条3項（従業員の種類・員数）、第9条（通常の実施区域）の内容を変更したため改定する。
- ⑥この規定は、平成17年10月1日より第8条（利用料その他の費用の額）の内容変更、第11条（緊急時等における対応方法）の加入、第11条（非常災害対策）を第12条としないよう変更、第12条（その他運営についての重要事項）を第13条に変更したため改定する。
- ⑦この規定は、平成18年4月1日より第1条（事業目的）から第11条（緊急時における対応方法）まで、介護予防に関する記載を含めたため改定する。
- ⑧この規定は、平成21年6月1日より第4条（事業所に勤務する従業者の職種、員数の内容）を変更したため改定する。
- ⑨この規定は、平成24年4月1日より第4条（事業所に勤務する従業者の職種、員数の内容）を変更したため改定する。
- ⑩この規定は、平成25年9月1日より第4条（事業所に勤務する従業者の職種、員数の内容）を変更したため改定する。
- ⑪この規定は、平成26年4月1日より第1条（事業の目的）、第2条（運営の方針）、第4条（事業所に勤務する従業者の職種、員数の内容）、第7条（通所リハビリテーションの内容）、第8条（利用料その他の費用の額）、第11条（緊急時等における対応方法）、第13（その他の運営についての重要事項）を変更したため改定する。
- ⑫この規定は、平成27年11月1日より第6条（指定通所リハビリテーションの利用定員）を変更したため改定する。
- ⑬この規定は、平成28年7月1日より第4条（事業所に勤務する従業者の職種、員数の内容）を変更したため改定する。
- ⑭この規定は、平成28年11月1日より第5条（営業日及び営業時間）、第6条（利用定員）を変更したため改定する。
- ⑮この規定は、平成29年3月1日より第5条（営業日及び営業時間）を変更したため改定する。
- ⑯この規定は、平成29年4月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）を変更したため改定する。
- ⑰この規定は、平成29年10月1日より第3条（事業所の名称及び所在地）、第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）、第5条（営業日及び営業時間）を変更したため改定する。
- ⑱この規定は、平成30年4月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）を変更したため改定する。
- ⑲この規定は、平成31年1月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）・第5条（営業日及び営業時間）、第8条（利用料その他の費用の額）を変更したため改定する。
- ⑳この規定は、平成31年4月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）・第8条（利用料その他の費用の額）を変更したため改定する。
- ㉑この規定は、令和2年4月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）・第8条（利用料その他の費用の額）を変更したため改定する。
- ㉒この規定は、令和3年4月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）・第8条（利用料その他の費用の額）を変更したため改定する。
- ㉓この規定は、令和4年4月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）を変更したため改定する。
- ㉔この規定は、令和5年4月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）、第8条（利用料その他の費用の額）、第10条（緊急時における対応方法）、第11条（サービス苦情解決の流れ）、第12条（個人情報保護）、第13条（虐待防止に関する事項）、第14条（衛生管理等に関する事項）、第15条（非常災害対策）、第16条（業務継続計画の策定等に関する事項）を変更したため改定する。
- ㉕この規定は、令和6年7月1日より第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）、第5条（営業日及び営業時間）、第8条（利用料その他の費用の額）、第9条（通常の事業の実施区域）を変更したため改定する。
- ㉖この規定は、令和6年9月1日より第6条 指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員は指定（介護予防）通所リハビリテーションの定員を変更したため改定する。

㊹この規定は。令和 7 年 4 月 1 日より第 3 条事業所の名称を変更したため改定する。